資産会計(1)

―棚卸資産と時価会計について―

孔 炳龍

1. 問題の所在

今年度(2008年4月1日)から、日本において、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)が適用され、棚卸資産の評価について、低価基準が、従来の選択適用から強制適用になった。かような会計基準の変更は、何を意味するのだろうか。取得原価主義会計に対する時価会計の台頭を意味するのだろうか。それとも、固定資産の減損会計のように、収益費用アプローチによって説明することができるのだろうか。多くの会計論者は、取得原価主義会計の枠組みの中で、棚卸資産の評価と費用化、そして低価基準をとらえている。本稿は、棚卸資産について、井上教授の学説を手がかりに考察し、価値会計(公正価値会計)の時価会計からアプローチするものである¹⁾。

2. 棚卸資産の評価と費用化

棚卸資産の評価と費用化は、期首棚卸資産と棚卸資産の当期仕入高が有しているキャッシュ・フロー獲得能力(有用性)を、期末に残存している数量と当該期間に払い出された数量から、未費消の有用性と費消された有用性を認識することによってなされる²⁾。

商品販売業において,企業が期末時において有する棚卸資産の未費消の有用性と, 費消されたその期中の費用を認識する手続きとして以下の方法が,「棚卸資産の評価に関する会計基準」に掲げられている。

それらは、①個別法②先入先出法③平均原価法そして④売価還元法である³。これらの手続きは、棚卸資産が購入から払出までどのように流れているかについて仮定を想定し、棚卸資産の未費消の有用性と費消された有用性(費用)を把握することになる。

ここで注意すべきことは、本稿では、棚卸資産の未費消の有用性と費消された有

用性を捉える場合に、従来の取得原価主義会計で想定されているような、過去において棚卸資産の取得時に支出された貨幣額に着目し、その貨幣価値の期間配分をおこなうという思考をとっていないことである。

ここでは、棚卸資産の未費消の有用性と費消された有用性を、期末時において企業が有する棚卸資産のキャッシュ・フロー獲得能力と期中に費消されたキャッシュ・フローの獲得能力に着目していることになる⁴。

3. 棚卸資産と低価基準

「棚卸資産の評価に関する会計基準」によって、棚卸資産の取得以後の測定が少なからず変化した。すなわち、棚卸資産の正味売却価額が帳簿価額を下回った場合に、帳簿価額を必ず正味売却価額にすることになったのである。従来はかような場合においても、正味実現可能価額(正味売却価額)を選択するか取得原価を採択するかどうかは任意であった。しかしながら、「棚卸資産の評価に関する会計基準」では、このような場合に、正味売却価額を選択することが強制適用になったのである。

本来,棚卸資産は販売目的で保有されている。井上教授も述べているように,したがって,棚卸資産が交換財であることは否定できないだろう。交換財という性質を考えた場合,それを時価で評価することは不自然でないだろう。

しかしながら、他面では、企業が商品をはじめとする棚卸資産を保有し販売する のは、それを存続するために不可欠であるからといえよう。つまり、棚卸資産への 投資は、一方では事業投資目的に従うものと考えることができる。

すなわち、棚卸資産は交換財であると同時に使用財とみることもできるのである 50 。ここに、棚卸資産の特殊性が浮かびあがってくるのである 60 。

そこから、棚卸資産の評価の性質が導かれるだろう。それは、低価基準が強制適用になっても、棚卸資産の評価の基準は、原則として、取得原価であることに変わりはない点に明確に現れている。正味売却価額が帳簿価格以下にならない限り、棚卸資産の評価は、取得原価のままなのである⁷⁾。

正味売却価額が帳簿価格を下回るとき,通常,その棚卸資産の収益性が低下していると考えられる。

表1は、棚卸資産の費用計上の際の発生原因別分類を表している。

この収益性の低下は、棚卸資産の販売で得られるキャッシュ・フロー獲得能力の 低下を意味しており、帳簿価額と正味売却価額との差額は費用として計上されるこ

表 1 費用の発生原因

	品質低下評価損	陳腐化評価損	低価法評価損
①発生原因	物理的な劣化	経済的な劣化(商品 ライフサイクルの変 化)	市場の需給変化
②棚卸資産の状態	欠	陥	正常
③売価の回復可能性	な	L	あり

出所:「棚卸資産の評価に関する会計基準」38項

とになる。

4. 時価と取得原価

(1) 棚卸資産と時価

棚卸資産の評価の基準として時価基準がとられた場合,その時価は,原則として正味売却価額と考えられる⁸⁾。しかしながら,「棚卸資産の評価に関する会計基準」に示されているように,売却市場において市場価格が観察できないならば,合理的に算定された価額を売価とすることになる。また,再調達原価も,それを把握するのが容易であり,正味売却価額が当該再調達原価に歩調を合わせて動くと想定される場合,継続して適用することを条件として,それを適用することができる⁹⁾。

(2) 棚卸資産の評価額

先述のように、棚卸資産は、その特殊性から交換財であると同時に使用財として の性質を有することが明らかである。とりわけ、棚卸資産が原則として取得原価で 評価される理由は、その取得原価が棚卸資産の取得時の使用価値を表しているから であると考えられる。

棚卸資産は、商品(または製品)に代表されるように、会計期間を通じて販売されることによって企業の収益(売上)に貢献する。その意味で交換財としての性質が事業用固定資産に比較してより強いと考えられる。しかしながら、期末の時点で販売されずに残っている棚卸資産は、その会計期間の間に販売された棚卸資産よりもより使用財としての性質を有すると考えることができる。

井上教授は、そのように棚卸資産を使用財として見た場合、「当該棚卸資産を有

することによって回収することのできるキャッシュは将来時点での金額である。そのため、期末時点における販売市場における時価、すなわち正味売却価額の上昇について考慮する必要はないのである。」と述べている¹⁰⁾。

また、かような棚卸資産であるが、正味売却価額が取得原価よりも下落した場合には、正味売却価額で評価される。この場合の正味売却価額は将来の販売時点での売価に基づくものではなく、期末時点での売価を基礎とするものである。

井上教授は、「正味売却価額は、本来、将来の販売時点での売価に基づくものが 望ましいはずである」と述べている¹¹⁾。

しかしながら、取得原価と比較される正味売却価額は、実際には、期末時点での売価に基づくものである。そこで、井上教授は、「期末時点での正味売却価額によって評価する場合においては、期末と評価の時点が一致していることになる。このことは、その売却に伴う時間的な価値増加を考慮する必要がなく、また期末時点での販売を想定しているので、販売のリスク(事業リスク=販売できずにキャッシュ・インフローがゼロとなることから販売価額全額までとなるバラツキ)を想定する必要もないことを意味する。つまり、ここにおいては割引計算を行う必要がないのである。よって、この場合においては、棚卸資産は直接的に販売をし、キャッシュを得る販売材として捉え、期末時点での正味売却価額で評価されることになるのである「20。」と述べている。

このことは、棚卸資産に対する投資の回収が期末時点でおこなわれていることを 想定していることになる。つまり、通常の使用資産とは異なり、棚卸資産は期末時 点での売却によってその原価を回収する計算を考えていることになるのである。

すなわち、このような考え方は将来の売価による正味売却価額とは結びつかない ことを意味する。

井上教授によると、将来の売価に基づく正味売却価額は、本来、投資の継続の確認を前提としているものと考えるべきであることになる¹³⁾。したがって、この場合には、割引率を考慮する必要があるのである。

井上教授は、この割引率を使用して現在価値を表したものとして、再調達原価を 想定する。

再調達原価は、評価時点において取得原価であることから、完備市場を想定すると、期末時点で予想される将来の販売価額を意味することになるのである¹⁴⁾。

日本の「棚卸資産の評価に関する会計基準」を考えた場合,販売財と使用財と両 方の性質を有する棚卸資産は、通常は、将来のキャッシュ・インフローの割引現在

価値である取得原価で評価されるものの、収益性が低下した場合には、直接的な販売を考え正味売却価額によって評価される。また、理論的には、再調達原価で評価することも考えられる。この場合には、先述のように完備市場を前提にすると、将来の販売時点での売価に基づいて期末の時価を算定していることになると考えられる。

5. 低価基準と保守主義の原則

周知のように、低価基準(低価法)は、期末の時価と取得原価を比較し、いずれ か低い方によって資産の貸借対照表価額を決定する方法をいう。すなわち、決算時 の時価が取得原価(帳簿価額)を下回っている場合に、低価法を適用して帳簿価額 を時価まで切り下げなければならない。

この低価基準の論拠として、保守主義の原則をその背後に想定する場合がある¹⁵⁾。

棚卸資産の時価の下落は、財政状態の悪化を意味する。この場合に、低価基準を適用すると、棚卸資産の評価損の計上が可能になり、その分だけ配当額等を減少させ企業の財政状態を強固にすることができる。

日本の棚卸資産会計は、これまで企業会計原則に基づいていたと考えられる。企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書第四「棚卸資産の評価について」では、低価基準を保守主義の発現形態と認識したうえで、「棚卸資産に低価基準を適用することによって、それが通常の営業過程においていくばくの資金に転化するかを示すことも、ある意味では有用である¹⁶」と述べている。

「いくばくかの資金」とは、棚卸資産に投下された資金のうち、期末時点で回収 可能な原価を意味しており、それが取得原価を下回る場合には保守主義の原則のも とに、取得原価を回収可能額まで切り下げることになる。

「棚卸資産の評価に関する会計基準」は、このような立場をとっておらず、低価基準の論拠を期間損益計算に求めると考えられる¹⁷⁾。本稿も、低価基準の強制適用を、保守主義の原則の適用とは考えず、期間損益計算によるものとみなしている¹⁸⁾。

6. 洗替え法と切放し法

棚卸資産に低価基準を適用した場合, 簿価切下げ額の戻入れに関して, 洗替え法と切放し法のいずれかの方法を選択適用できることになっている¹⁹⁾。

洗替え法を採用する場合の根拠は、時価の回復の可能性について、それが固定資産の減損処理に比べてより多く考えられることをその理由としている²⁰⁾。

棚卸資産の場合,固定資産の減損処理とは異なり、その収益性の低下についてその損失発生の可能性の高さを考慮していない²¹⁾。したがって、時価回復の可能性が十分に考えられるのである。このことから、洗替え法を採用することになるのである。

一方、棚卸資産の低価基準において切放し法を採用する場合の根拠は、固定資産の減損処理において戻し入れをおこなっていないことから、会計基準(減損に係る会計基準と低価基準)間の論理整合性を求めるものと考えることができる²²⁾。

棚卸資産の低価基準は、固定資産の減損処理と同様に収益性の低下による過大な 帳簿価額を切り下げ将来の損失を繰り延べないためにおこなわれる会計処理である のだから、いったん費用処理した金額を正味売却価額が回復したからといって戻し いれるべきでないだろう。

このように、洗替え法と切放し法にはそれぞれ論拠があるものの、多くの場合、 実務上支障はないと考えられる²³⁾。しかしながら、理論上は、その違いを明確にしておく必要があるだろう。

井上教授は、採用される時価の本質から、洗替え法と切放し法の理論的根拠を明 らかにしている。

棚卸資産に低価基準が適用された場合に、採用される時価は、市場価値が観測できない場合等を除いて、原則として正味売却価額であり例外的に再調達原価と考えられている。

先述のように、井上教授によると、棚卸資産の期末時の評価を正味売却価額とするならば、当該棚卸資産を期末時に実際に販売すると仮定する。すなわち、この場合には、投資の清算がおこなわれているとみなしていることになる。

それは、継続的な保持と将来時点での販売によってキャッシュを獲得することを 想定していないことを意味する。つまり、この場合には、理論的には将来における 収益性の回復は考慮されずその戻入れは考えられないことから、切放し法が想定さ れるといえよう。

一方、棚卸資産の期末時の評価を再調達原価とするならば、井上教授によると、 期末時点では当該棚卸資産の売却は考慮されておらず、継続的な保持と将来時点で の販売を考えることを意味する。すなわち、ここでは当該棚卸資産に対する投資が 継続されていることになる。

この場合には、当該棚卸資産を保有し将来に売却することによってキャッシュを得ることになるのだから、その将来のキャッシュ獲得能力(または収益性)が回復されれば、その戻入れは認めざるをえない。したがって、ここでは洗替え法が想定されることになる²⁴⁾。

ところで、今年度(2008年4月1日)から、上場企業は四半期財務諸表を公表している。その場合、年度決算で洗替え法や切放し法を採用した場合、四半期決算では、どのような選択が認められているのだろうか。

年度決算で切放し法を採用した場合,四半期でも切放し法のみ認められるならば,四半期決算でおこなった簡便な処理の結果を戻し入れることができなくなる。このことから、年度決算で切放し法を採用する企業は、四半期では切放し法と洗替え法の両方の処理が認められている²⁵⁾。

一方, 年度決算で洗替え法を適用した企業の場合は, 四半期決算でも洗替え法の み認められている。

7. 公正価値会計としての時価会計と低価基準

今日の棚卸資産の評価と費用化を考える場合に、それを、取得原価主義会計の中で、または、その延長上としての時価会計で捉えるか、それともそれらとは別に、公正価値会計としての時価会計の中で把握するかで、その内容が異なると思われる。取得原価主義会計またはその延長上の時価会計で捉える会計論者は、取得原価を拡大解釈し、売買目的有価証券の時価評価、固定資産の減損会計、そして棚卸資産の評価と費用化を取得原価主義会計またはその延長としての時価会計の中で説明するように試みる。

伝統的な会計(取得原価主義会計)では、資産は、将来費用説または計算的に擬制された現金説によって説明されている。

ここで、伝統的な会計のもとで企業の資金の循環を示すと次のようになる。①受 入資金②財・用役(材料等)の購入④生産過程⑤財・用役(商・製品等)の販売⑥ 回収資金。 これら5つの段階の途中で期末が到来したとき、それは資産として計上されることになる。②の段階の資産(材料等)は、将来において製造過程に投入され費用となる。

将来費用説は、それを明確に説明することができるのである。一方、現金説では、 資産は、①の段階の資金である現金、すなわち投下資金に還元されて理解される。 材料の場合、ここでは未費消であるから、過去に支出された資金である原価は期末 には戻入れられる現金とみなされるのである。また、製造されたものの未販売の製 品の場合も、当初の投入現金(投下資金)に引き戻される。

将来費用説は、貨幣性資産を説明できないものの、統一した資産概念を強調しない限りでは、伝統的な会計で利用されてきた。一方、統一した資産概念を考える場合には、現金説を採ることになる²⁶⁾。

しかしながら、そのような考え方には、限界があるのではないだろうか。

井上教授によると、「単に現金をキャッシュという用語に替えただけであるというのであれば、伝統的な会計においてオフ・バランス項目とされたものが近年の会計(時価会計といわれる公正価値会計)においてオン・バランス項目となったのはなぜであろうかに答えなければならない。しかし、それは容易なことではない。というのは、時価会計における資産概念であるキャッシュ・フロー獲得能力でいうキャッシュ・フローはアウトフローではないということである。キャッシュの『獲得』が問題とされる以上はキャッシュ・インフローでなければならないはずだからである。それに対して、伝統的な会計におけるキャッシュ・フローは、獲得あるいは回収ではなく、当初の現金に引き戻されるので『投下』された資金が問題になっていることに注意しなければならない²⁷⁾。」とある。

このように考えた場合,現代の会計を取得原価主義会計やその延長上の時価会計 と考えることは困難であるといえよう。またその中で,棚卸資産の評価や費用化を 捉えることは矛盾を孕んでいるといえる。

それでは、現実の会計を価値会計(公正価値会計)としての時価会計で説明する 試みが、より論理一貫性があるのだろうか。そして棚卸資産の評価や費用化もその 中で把握すべきなのだろうか。

井上教授は、「公正価値は、将来のネット・キャッシュ・イン・フローの割引現 在価値を理論価値とし、完全競争下では、均衡価格はこの理論価値に収束すると考 えられる。合理的に計算される額には同種の資産の市場価格を比準とする方法や計 算モデルを用いる方法、将来キャッシュ・イン・フローの割引現在価値を用いる方

法が考えられる。しかし、それらの背後には将来ネット・キャッシュ・イン・フローの考え方があることは否定できないであろう²⁸⁾。|と述べている。

公正価値会計としての時価会計では、この将来のネット・キャッシュ・イン・フローの割引現在価値(資産の場合、将来キャッシュ・イン・フローの割引現在価値)が重要な意味づけとなる。この将来のネット・キャッシュ・イン・フローの割引現在価値をもとに、取得原価を含め、現行の会計を説明するのである。

この場合,価値会計としての時価会計において,取得原価はいかように説明されるだろうか。

井上教授は、「公正価値は、本来、将来のネット・キャッシュ・イン・フローの割引現在価値であり、時価は、その将来のネット・キャッシュ・イン・フローの金額とタイミングおよび割引率について市場参加者である公正な第三者間取引の当事者によって合意された割引現在価値額であると考えられるものである。この考え方によれば、取得原価は過去において当事者間で合意された割引現在価値であることになり、取得原価と時価との相違は合意された時点(取得時か。期末等の現時点か)の相違にすぎないと考えられることになる²⁹⁾。」と述べている。

ここでは、将来のネット・キャッシュ・イン・フローの割引現在価値によって、 取得原価を含む時価をすべて説明することが可能になる。

それでは、棚卸資産の低価基準は、どのように捉えるべきだろう。

棚卸資産の低価基準については、取得原価主義会計においても貨幣性資産と同様 に回収可能額が問題とされてきた。

しかしながら、取得原価主義会計のもとでの取得原価は投下資金額であり、当該棚卸資産を取得するために犠牲に供された負担額である。

一方,公正価値会計における時価会計では,取得原価は,その財によって得られるキャッシュ獲得能力を示していると考えられる。

棚卸資産に低価基準を適用するのは、当該棚卸資産の取得者が取得時に予測した キャッシュ獲得の見積もり(取得原価)に変化が生じたときであると考えられる。

棚卸資産の低価基準が、取得原価主義会計と、公正価値会計における時価会計のいずれにより論理一貫性があるかは明白だろう。

井上教授は、「取得原価から離れて減損の認識をしたり、低価基準を適用したり するのは財の取得者が取得時に予測したキャッシュ獲得の予測に変化があったとき である。したがって、取得原価が採られているということはその予測に変化が生じ ていないと考えていること、すなわち、当初の予測値の継続が妥当であると考えて いることを意味する。予測値の変化に関して近年の会計基準は収益性の低下に伴う取得原価(キャッシュ獲得能力)の修正と捉える。収益性とはキャッシュ獲得能力を表現するものに他ならない。そこでの取得原価は決して投下額(キャッシュ・アウトフロー額)ではなく、将来キャッシュ・インフローの予測値の取得時点での現在価値である³⁰⁾。|と述べている。

棚卸資産の低価基準は、公正価値会計における時価会計とより整合性があると考えられる。

8. 棚卸資産と国際会計基準

今日、日本の会計において、国際財務報告基準(IFRSs)の存在は、従来よりも、 その重要性が増加してきている。とりわけ、近年における、IFRSs導入(adoption) の国際的潮流は、日本の会計基準に多大な影響力をなしてきていると考えられる。

以下は、棚卸資産に関する、IFRSsと日本の会計基準との主要な相違を表している。この表2からわかるように、棚卸資産に関しての日本の会計基準は、国際会計 基準とのコンバージェンスが進んでおり、ほぼ同様の内容になってきている。

したがって、IFRSsを導入した場合も、棚卸資産に関しては大きな変更をする必要がないだろう。

IFRSs(IAS第2号) 項目 日本基準 評価規準 低価法 低価法(収益性の低下に応じて簿 価を切り下げ)。2008年4月1日 以降開始年度から適用 正味売却価額(正味実現可能価 低価法の時価 正味実現可能価額 額)。一定の条件の下、再調達原 価も認められる。 評価減後の原価 | 洗替え方式(評価減の戻入れあり) 洗替え方式または切放し方式の選 択適用可 個別法, 先入先出法, 加重平均法。 個別法, 先入先出法, 平均法, 後 原価配分方法 入先出法, 壳価還元法(後入先出 後入先出法は認められない。標準 原価法. 売価還元法は原価と近似 法は廃止。2010年4月1日以降開 する場合のみ認められる。 始年度から適用)

表2 棚卸資産に関するIFRSsと日本の会計基準

出所:監査法人トーマツ (2008, p. 59) 一部内容を加筆修正している

ところで、井上教授は、その著書(『新版 財務会計論』税務経理協会、2008年)の中で、計算体系を類型化しており、企業会計審議会やASBJの立場を取得原価主義会計としている一方、国際会計基準の立場を「時価会計」として位置づけている³¹⁾。

この棚卸資産に関するIFRSsと日本の会計基準との類似性は、本稿の主張と整合するのではないだろうか。

9. おわりに

今日,会計は、ドラスティックに変化を繰り広げて来ている。しかしながら、日本においては、なお根強く取得原価主義会計を支持する会計学者が多数存在している。

取得原価主義会計とはいったい何を意味するのか。論者によっては、その意味合いを拡大解釈し、また、論理整合性を度外視し、伝統をいたずらに引き継いでいる傾向が見られなくもない。

本稿は、かような混沌とした現代の会計について、その根底に流れている会計思 考の変化と、それらを新たな会計理論で一貫して説明する試みをしている、会計学 者、井上教授の公正価値会計における時価会計という事実解明理論を手がかりに、 資産会計の中で、特に棚卸資産に焦点を絞り考察してきた。

井上教授が指摘している多くのことがらのうち、キャッシュ・フローの流れの変化、すなわち、キャッシュ・アウト・フローでなく、将来キャッシュ・イン・フローで資産を捉える思考の変化、そこに今日の会計の根底に流れている本質を見ることができるのではないだろうか。

本稿では、棚卸資産の評価と費用化の中に、このエッセンスに関する考察を試み てみた。まさに理論の説得力とは、その説明能力と論理一貫性にあるといえよう。

今日の会計を説明するとき,公正価値会計における時価会計がどれほど説明力を 有することになるのか,引き続き解明していくことにする。

注

- 1) 公正価値とは、時価で代表され、時価が把握できない場合は、合理的に算定された価額を意味する。
- 2) ここでは、井上教授と同様に、棚卸資産の評価と費用化について、過去において棚

卸資産の獲得時に支出された貨幣額に着目し、その貨幣価値の期間配分をおこなうという思考に基づいていない。

- 3)後入先出法は、廃止され、2010年4月1日以降開始年度から適用される。
- 4) このような捉え方は、井上教授による価値会計における時価会計の思考である。 本稿は、井上教授と同じ考え方に基づいている。詳しくは、井上(2008, pp. 112-113) を参照せよ。
- 5) 井上教授は、棚卸資産を交換財であると同時に、使用財としての性質を有することを指摘している。詳しくは、井上(2008、pp. 107-111)を参照せよ。
- 6)翻って、事業用固定資産の減損会計をみたとき、その資産としての性質が、交換財の性質よりも使用財としての要素がより濃厚であることに気づかされる。回収可能価額として、正味売却価額のほかに使用価値(または利用価値)が登場してくるのもその現われだろう。しかしながら、正味売却価額が回収可能価額の1つとして想定されていることから、事業用固定資産も交換財としてみる視点が少なからずあることは注目すべきである。

このことから、使用価値と正味売却価額のうちどちらか高い方に、帳簿価額を切り 下げる固定資産に関する減損会計の会計処理は、合理的な思考に基づくといえよう。

- 7)「棚卸資産の評価に関する会計基準」では、次のように述べられている。「通常の販売目的(販売するための製造目的を含む。)で保有する棚卸資産は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。この場合において、取得原価と当該正味売却価額との差額は当期の費用とする。」(7項)。
- 8) 正味売却価額とは、「棚卸資産の評価に関する会計基準」では、次のように述べられている。「売価(購買市場と売却市場とが区別される場合における売却市場の時価)から見積もり追加製造原価及び見積販売直接経費を控除したものをいう。なお、購買市場とは当該資産を購入する場合に企業が参加する市場をいい、売却市場とは当該資産を売却する場合に企業が参加する市場をいう。」(5項)
- 9) 再調達原価とは、「棚卸資産の評価に関する会計基準」では、次のように述べられている。「購買市場と売却市場とが区別される場合における購買市場の時価に、購入に付随する費用を加算したものをいう。」(6項)
- 10) 井上 (2008, pp. 115-116)。しかしながら、ここで、実際の棚卸資産が、使用財とともに販売財である点に注意なければならない。
- 11) 井上 (2008, p. 116)。「棚卸資産の評価に関する会計基準」では、次のように述べら

れている。「期末の正味売却価額という場合でも、一般に、販売までに要する期間があることからそれは期末における将来販売時点での正味売却価額を指すことも多い。例えば契約により取り決められた一定の売価や、仕掛品における加工後の販売見込額に基づく正味売却価額などが該当する。もっとも、将来販売時点の売価を用いるとしても、その入手や合理的な見積もりは困難な場合が多いことから、合理的に算定された価額として、期末前後での販売実績に基づく価額も用いられる。このため本会計基準では、いずれも含まれるように、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額を貸借対照表価額とした。」(42項)

- 12) 井上 (2008. p. 116)。
- 13) 井上 (2008)。
- 14) 井上(2008)。井上教授は、「つまり、再調達原価は、評価時点においての取得原価であるから、期末時点で予想される将来の販売価額、あるいはブランド・ロイヤリティ(その企業の商・製品に対する銘柄忠実度としての超過収益力)を考慮した将来キャッシュ・インフローを現在価値に割引いたものであることになる。」述べている。(井上、2008、p.119)
- 15) 低価基準の本質については、二つの考え方がある。一つは、低価基準は原価基準の 例外であって、保守主義の見地からのみ認められる方法であるという見解であり、他 の一つは、低価基準は、原価基準の一つの適用形態であるという見解である。詳しくは、 飯野(1996)を参照せよ。
- 16) 企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書第四「棚卸資産の評価について」(三1)。
- 17) このような見解は松本教授も述べられている。松本(2007)。
- 18) 詳しくは、拙稿を参照せよ。孔(2007)。
- 19)「棚卸資産の評価に関する会計基準」によると、「前期に計上した簿価切下げ額の戻入れに関しては、当期に戻入れを行う方法(洗替え法)と行わない方法(切放し法)のいずれかの方法を棚卸資産の種類ごとに選択適用できる。また、売価の下落要因を区分把握できる場合には、物理的劣化や経済的劣化、若しくは市場の需給変化の要因ごとに選択適用できる。この場合、いったん採用した方法は原則として、継続して適用しなければならない。」(14項)とされている。
- 20)「棚卸資産の評価に関する会計基準」によると、「固定資産の減損処理においては損失発生の可能性の高さを要件とするのに対し、棚卸資産における収益性の低下は、期末における正味売却価額が帳簿価額を下回っているかどうかによって判断するため、

簿価切下額の戻入れを行う洗替え法の方が、戻入れを行わない切放し法に比して、正 味売却価額の回復という事実を反映するため、収益性の低下に着目した簿価切下げの 考え方と整合的である。」(56項)と述べられている。

- 21) 周知のように、固定資産の減損処理の場合、日本では米国と同様に確率基準が採られており、その損失発生の可能性の高さが考慮されている。
- 22)「棚卸資産の評価に関する会計基準」によると、「収益性の低下に基づき過大な帳簿価額を切り下げ、将来に損失を繰り延べないために行われる会計処理において、いったん費用処理した金額を正味売却価額が回復したからといって戻し入れることは、固定資産の減損処理と同様に適切ではない。」(57項)
- 23) 例えば、「棚卸資産の評価に関する会計基準」によると、「洗替え法を採用した場合であっても、正味売却価額の回復がなければ、戻入額と同額以上の簿価切下額が期末に計上されるため、損益に与える影響は切放し法による場合と変わらない。」(58項)また、「これまで洗替え法と切放し法の両方が認められてきたことから、洗替え法と切放し法のいずれかが実務上簡便であるかに関しては、企業により異なる。」(同)そして、「一般的に、正味売却価額が回復するケースは、必ずしも多くないと考えられることや、仮に正味売却価額が回復している場合には、通常、販売され在庫として残らないと見込まれることから、洗替え法と切放し法の選択を企業に委ねても結果が大きく異ならないものと考えられる。」(59項)
- 24) 井上 (2008, pp. 121-122) を参照せよ。井上教授は、洗替え法について、さらに次のような疑問を提起されている。「最後に、本会計基準における洗替えの処理については、収益性の回復の事実を反映することが、その根拠としてあった。しかし洗替えとは、前期に認識をした収益性の低下部分たる費用を、翌期において全額戻し入れる処理である。部分的な戻入れを行うのではなく、全額を戻入れるのである。このような処理に、どのような意味があるのであろうか。この点についても一考の余地があるのではないだろうか。」(井上、2008, p. 122)。
- 25) 詳しくは、松尾(2008) を参照せよ。なお、有価証券の減損処理も、年度決算で切り放し法のみ認められているが、四半期決算では、切放し法と洗替え法の両方が認められている。
- 26) 井上教授は、このように、将来費用説と現金説を捉えており、本稿は、井上教授と同じ見解をとっている。詳しくは、井上(2008, p.31)を参照せよ。
- 27) 井上 (2008, p. 32)。
- 28) 井上 (2007, p. 31)。

- 29) 井上 (2007, p. 31)。
- 30) 井上 (2008. p. 33)。

謝辞:本稿は、恩師井上良二先生が昨年執筆された『新版財務会計論』に依拠した棚卸資産の評価と費用化についての論文である。ゆえに、井上良二先生の会計思考を多く採り入れたものであり、公正価値会計における時価会計から、棚卸資産の評価と費用化を論じている。この場をかりて、井上良二先生に感謝いたしたい。

31) 井上 (2008, p.6)。

(参考文献)

飯野利夫『財務会計論 三訂版』同文舘. 1996。

井上良二「金融商品会計の理論的基礎〈会計理論〉」柴健次編『テキスト 金融商品会計』 中央経済社,2007,pp.23-47。

井上良二『新版 財務会計論』税務経理協会, 2008年。

監査法人トーマツ編『IFRSの経理入門』中央経済社、2008。

孔炳龍「保守主義の原則についての一考察 —棚卸資産の評価について—」『駿河台経済 論集』第17巻第1号,2007年。

松尾絹代『棚卸資産会計の実務』日本実業出版社、2008年。

松本敏史「棚卸資産」河崎照行・斎藤真哉・佐藤信彦・柴健次・高須教夫・松本俊史編 『スタンダードテキスト 財務会計論 I 基本論点編』第6章,中央経済社,2007年, pp. 132-152。

(会計基準等)

IASB, IAS 2 Inventories, IASB, January 1993 (amended March 2000), 16A (2000).

大蔵省企業会計審議会中間報告『企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見 書』第四「棚卸資産の評価について」1962年。

企業会計基準委員会『企業会計基準第9号 棚卸資産の評価に関する会計基準』2006年。